

海外経済要録

米州諸国

◇米国における株式証拠金率の引下げ

連邦準備制度理事会は、8月4日、株式市場における過当投機を防止するため、株式証拠金率を現行50%から70%に引き上げ、8月5日より実施する旨決定した。

最近のニューヨーク株式市場は、国内経済情勢好転のきざし濃化、中東情勢の緊張緩和、および財政赤字、物価上昇傾向によるインフレ気構えなどを背景として連日活況を呈し、ダウ工業株30種平均株価は8月4日510.33ドルと昨年7月26日以来の戻り新値を記録、7月中の出来高合計も69百万株とここ3年半来の最高を示すに至つたため、今回の措置となつたものである。

株式証拠金率は本年1月16日、沈滞した株式市場を刺激するため70%から50%に引き下げられた。今回の引上げは景気後退も底入れを示し、今後の経済動向については、むしろインフレ高進が懸念されはじめているときだけに、政策転換の前駆ともみられる点で注目される。

◇米国における銀行持株会社設立をめぐる問題

連邦準備制度理事会は、7月10日、かねてファースト・ナショナル・シティ銀行より申請を受けていた銀行持株会社の設立を不許可とする旨決定した。

本件は、ニューヨークシティ銀行地域所在のファースト・ナショナル・シティ銀行が「1956年銀行持株会社法」(銀行持株会社の拡大を阻止するため、その設立などの行為を連邦準備制度理事会の事前承認を要することとした連邦立法)に基き、隣接のウェスチェスター銀行地域所在のカウンティ・トラスト・オブ・ホワイト・プレインズ銀行と共同で銀行持株会社を設立し、これにより実質的に本店所在の銀行地域(banking district—ニューヨーク州法は同州を九つの銀行地域に分ち、本店所在の銀行地域外の支店設置を禁じている)を越える自行支店網の拡大をねらつたものである(調査月報31年12月号要録参照)。

本申請に対してニューヨーク州は、①競争尊重・独占禁止 ②単一銀行主義(unit banking system—原則として支店設置を認めない主義) ③二重銀行制度(dual banking system—国法銀行と州法銀行の併存)の立場から、銀行地域を越える銀行持株会社の設立を禁止する時限立法を制定してこれに強く反対していた。このほか、本件に関する公聴会の証人および連邦司法省反トラスト部も反対を表明したが、他方、国法銀行の監督に当る連邦通貨

監督官およびニューヨーク連銀は本申請を支持する旨表明するなど、金融界をはじめとして多大の論議を呼んでいたものである。

銀行持株会社の問題は、基本的には、経済の拡大・高度化に伴つて伝統的な単一銀行主義と二重銀行制度が直面している矛盾を背景として発生した問題であり、支店網拡大の必要性は今後ますます増大するとみられるため、これにより問題のすべてが解決されたわけではなく、今後米国の銀行制度に多大の影響を与えるものとして注目される。

◇米国における互恵通商協定法の延長

かねて議会において審議されてきた互恵通商協定延長法案は、8月6日ようやく上下両院協議会を通過、11日上院において最終的に可決成立をみた。法案審議中、たまたま景気後退の深化に伴い保護貿易的な改正を求める声が強くなり、とくに上院歳入委員会では大統領の権限を厳しく制約する修正案を採択するなどあつて、内外の関心を集めていたが、今回妥協をみた最終案は一応政府提案(調査月報2月号要録参照)の線に沿つたものとして好感されている。修正案の骨子は次の通り。

(1) 互恵通商法の有効期間を1962年6月末まで4年間延長すること。

(2) この間大統領に対し以下により関税引下げ権限を与えること。

(i) 合計20%、各年最高10%の関税引下げ、または従価2パーセンテージ・ポイントの関税引下げ、ないし従価税率50%以上のものの50%までの引下げ。

(ii) 1962年6月までに関税交渉が行われたものについては、1966年6月まで関税引下げを行うことができる。この場合も引下げは各年最高10%とする(この規定は1962年ごろ予定の欧州共同市場との関税交渉を考慮したものである)。

(3) エスケープ・クローズに関し、大統領が関税委員会の勧告を拒否した場合、議会は上下両院の各々の賛成により、大統領の裁定をくつがえすことができる(実際問題としてはこの可能性は少ないとみられている)。

このほか、国防上の理由による輸入制限措置の賦課を容易にしたこと、関税引上げの最高限を引き上げたことなど、若干の保護貿易的な修正が施されているが、これらのうちとくに、他国に対して無税措置の譲許を与えた品目についてエスケープ・クローズを発動する場合、これを有税品目に移す権限を大統領に与えるとした規定は、わが国の

冷凍マグロの関税に影響を及ぼす可能性もあり、注目されている。

◇1957年の東西貿易

8月1日米国国務省は、バトル法（相互防衛援助統制法、1951年成立）に基く東西貿易に関する報告書を發表した。これによれば、1957年中の自由諸国から共産圏諸国への輸出は31億ドルと56年の25億ドルに比し24%増加し、一方自由諸国の共産圏諸国からの輸入は、56年29億ドルから57年32億ドルと10%増大、戦後最高水準を示した。

昨年とはとくにソ連貿易が伸び輸出入りずれも28%増加し、また東欧諸国との貿易では10%近く増加した。さらに自由諸国の中共向け輸出は約20%増加しているが、国別では日本が第1位を占め、次いで西ドイツ、スイス、エジプト、セイロン、英国の順となっている。このように東西貿易は引き続き増加傾向を示しているが、これは西欧諸国における対共産圏禁輸政策の緩和（57年7月チンコム廃止）、西欧諸国の景気停滞に伴う輸出市場拡大のための努力、さらには共産圏諸国における工業化と生活水準引上げのための輸入需要の増大などに基因するものとみられている。現在東西貿易拡大への希望は自由諸国、共産圏諸国双方ともかなり強いものがあるが、去る3月以来パリで対共産圏禁輸品目表の再検討を続けてきたココム会議もようやく禁輸緩和に意見の一致をみ、近く対共産圏戦略物資の輸出統制を大幅に緩和すると伝えられる。

最近における東西貿易の推移（単位・百万ドル）

区 分	自由諸国の共産圏諸国への輸出	自由諸国の共産圏諸国からの輸入
1953年	1,620.0	1,388.9
1954年	1,764.2	1,828.6
1955年	2,074.5	2,408.8
1956年	2,528.0	2,894.0
1957年	3,100.0	3,200.0

◇中米共同市場の発足

中米5か国（グアテマラ、エル・サルバドル、ホンジュラス、ニカラグアおよびコスタリカ）は本年6月、共同市場に関する「自由貿易および中米経済統合多角条約」（Multilateral Treaty on Free Trade and Central American Economic Integration）に調印した（条約は3か国以上において国会の批准あり次第発効）。条約の骨子は次の通り。

(1) 目的……参加国は生産を増大し、相互に必要な商品の交流を高めるため関税同盟を締結する一方、域内投資の活発化を図り、地域的に特定産業を振興し、経済統合を行わんとするものである。

(2) 関税……参加国は特定商品（食料飲料の一部、若干の工業原料および製品）につき、条約発効と同時に関税を撤廃するが、10年の経過期間中に貿易商品の大部分を順次特定商品に指定し、関税を撤廃するよう努力する。なお特定以外の商品については最恵国待遇が与えられる。また域外との貿易については共通関税を賦課する。

(3) 関税以外の措置……関税の撤廃と併行し、特定商品に関する量的輸入制限の撤廃ならびにダンピング輸出の阻止。

(4) 投資……参加国は経済統合のため地域的特定産業の設立、拡大につき協定を締結し、かつ域内における所要投資の活発化を図るため、相互間の投資に関し優遇措置を実施する。

(5) その他……参加国の中央銀行による為替投機の防止、域内通貨交換性の維持についての協力、運輸政策の統一、第3国との貿易に関する共通の通商政策、貿易統計の整備および条約運営機関（中米貿易委員会、調停裁判所）の設置などに関する規定。

なお中米共同市場の創設は経済発展段階の遅れた小国間の動きとはいえ、最近地域的な経済共同体を形成しようとする世界経済の新しい動向に連なるものとして注目される。

欧 州 諸 国

◇OEEC関係会議

OEEC関係会議は去る7月28、29の両日にわたって開催され、次のインフレなき経済拡大政策の採用勧告のほか、トルコに対する経済援助の原則的承認が行われた。

関係会議の席上、英国代表エクルズ商務相は、「米国のリセッションは最近底をつき回復のきざしもあるも原料生産国の所得減少と歩調を合せて、今やリセッションがヨーロッパに波及せんとしつつある。米国で経験した程度のリセッションでもヨーロッパでは耐えることができない。しかも大部分の国ではインフレの脅威がほとんどなくなっている。したがってヨーロッパは相互に協力して各国が経済拡大政策を採用すべきである」と主張した。これに対しパージェス米代表は米国のリセッションがほとんど底入れしたとの見解を支持したが、同時に欧州各国にインフレ再燃の懸念があることを指摘した。

OEEC関係会議の大勢は英国代表の見解を支持し、関係各国に対し、各国は持続的な経済成長を助長する政策をとるべきであるが、その際インフレ圧力の再燃と国際収支の危機再発を防止すべき旨の勧告を行うことを決定した。なお拡大政策の内容とタイミングは各国政策の判断に委ねられるが、すべての国、とくに大国はその政策の効果が他

国に及ぼす影響を慎重に勘案すべき旨付け加えられた。また閣僚会議はこの勧告を実現するための Working party の設置を決定した。

◇英国パークレイス銀行、月賦金融に進出

英国5大銀行の一つであるパークレイス銀行は7月24日、英国最大の月賦金融会社ユナイテッド・ドミニオン・トラスト（負債残高56.7百万ポンド、普通株式4百万ポンド）に対し25%の資本参加を行う旨発表した。英国の月賦金融会社は単に消費金融ばかりでなく、中小企業の工場、設備などの賦払購入に対しても金融を行っており、市中銀行はかねてこの方面における業務拡張に多大の関心をよせ、次第に賦払信用機関への融資が増大しつつあったが、55年来の引締政策によりこれまで抑制されていたもので、今回の金融緩和措置を機会にパークレイス銀行が先鞭をつけたものである。

パークレイス銀行はユナイテッド・ドミニオン・トラスト重役会に重役を参加させるが直接業務には関与しない模様である。

なおパークレイス銀行につき30日、ウェストミンスター銀行、マーチンス銀行もマーカントイル・クレジット（英国第2の月賦金融会社、負債残高19.2百万ポンド、普通株式3百万ポンド）に対しそれぞれ20%の資本参加を行う旨発表した。

◇西ドイツ、預金協定金利引下げ

西ドイツ各州銀行監督局は7月17日、預金最高金利の引下げを決定した。(注)これに伴い貯蓄預金金利は $\frac{3}{4}\%$ （ただし、法定告知期間付貯蓄預金については $\frac{3}{4}\%$ ）、定期預金金利は $\frac{3}{2}\sim\frac{5}{8}\%$ 方それぞれ引き下げられた。なお要求払預金金利は据置。

(注) 預金金利の改訂は預金金利協定（1936年12月制定）に基き、中央信用委員会（協定参加の金融機関によつて構成）がこれを審議し、銀行監督委員会（連邦当局、ブンデスバンク、各州銀行監督局の代表者により構成）の同意を経て、各州ごとに州銀行監督局によつて決定される仕組となつている。

西ドイツの長期預金金利はかなり高く（たとえば貯蓄預金1年物4 $\frac{3}{4}\%$ 、定期預金同3 $\frac{3}{8}\%$ 、いずれも引下げ後）、しかも銀行バランスに占めるこれら預金のウェイトが高いため、これが西ドイツの貸出利率高率の主要な原因をなしている。したがつて、ブンデスバンクその他大銀行筋は、長期預金が著しく伸長し、資本市場金利が低下傾向（年初来2%方低下）にある現在、これを大幅に引下げて高金利の是正を図りたい意向を有している。かくて6月以来この問題が中央信用委員会の議題として採り上げられたが、貯蓄預金の利付証券への流出をおそれる貯蓄銀行筋の強力な反対にあい、容易に実現をみながつたもので、今般の公定

歩合引下げを機に引下げが実現したものの前記のごとく小幅にとどまつた。

ブンデスバンクおよび連邦政府筋は、今回の決定はあくまで暫定的な措置であるとし、9月に改めて金利引下げを検討する意向と伝えられる。この場合、大口法人預金をも貯蓄預金として取り扱ひうる現行制度を改め、5万マルク未満の個人貯蓄のみを貯蓄預金として優遇し、その他の長期預金については定期預金並みの金利とすること（連邦経済省提案）、あるいはさらに金利協定を廃止することなどが考えられている。

ちなみに、9月の金利引下げ問題の討議では、貸出手数料（年利3%程度、戦前の2倍）の引下げも、前記預金金利問題と並んで検討される模様であり、通貨改革後10年を経て西ドイツの金利体系——とくにその高金利——が、金融正常化の観点から再検討の段階にきている事実とはとくに注目を要するところである。

◇フランス、金約款付国債公募に成功

6月17日公募を開始した金約款付国債（第2次ビネ国債）は7月12日締め切られた（条件など前号参照）。

本国債が金約款付であることの魅力に加えて、海外逃避資金の引揚げ促進措置が採られたこともあつて、締切りまでの応募総額は3,240億フランと予想を上回る好成績を収めた。これを従来発行された類似条件の国債応募実績と比較すれば次の通りである。

- 1958年金約款付国債……発行期間 6月17日→7月12日。
応募総額 3,240億フラン（うち現金応募2,930億フラン）。
発行期間中安定基金の金買入れ 150トン。
- 1952年金約款付国債……発行期間 5月26日→7月中旬。
応募総額4,280億フラン（うち現金応募1,940億フラン）。
金による応募 34トン。
- 1956年5%国債（償還価格をパリ取引所の証券指数にスライドさせる。ただし元本保証。）……発行期間 9月10日→10月3日。
応募総額 3,200億フラン（全額現金応募）。

◇フランスの賦払信用条件緩和措置

国家信用理事会は7月31日、家庭用電気器具、テレビ、二輪車などに対する賦払頭金を従来35%から30%へ引き下げる旨発表した。

同時に、同理事会は、本措置は一部部門の経済活動の停滞を避けるための措置であつて、一般的な金融引締政策の緩和を意味するものではない旨強調している。ちなみに、最近の家庭用電気器具の売行きは、前年比30~40%方減少し、生産も20%方減退していると伝えられる。

◇オランダの支払準備率引上げ

オランダ銀行は、商業銀行の支払準備率（総債務に対するオランダ銀行預け金の比率）を従来の8%から9%に引き上げ、7月22日より実施することとした。

今回の引上げは、本年に入つて5度目のものであり、最近の金・外貨準備の増加（7月28日現在 1,249百万ドル、年初来 205百万ドル増）に伴い、市中流動性が過度に増大するのを調整するために採られたものとみられる。

◇ソ連における1958年上半期の経済計画遂行実績

ソ連閣僚会議付属中央統計局の7月24日の発表によれば、1958年国民経済発展計画の上半期における遂行実績は次表の通りである。

工業生産上昇率 (%)

1958年上半期 (前年同期比)	10.5
革命後40年間 (1918~57) の平均年間上昇率	10.0
最近11年間の平均年間上昇率	15.9

工業部門別上昇率 (前年同期比%)

鉄・非鉄冶金	9
燃料・エネルギー	10
機械建設・金属加工	14
化学ゴム	13
建設資材	26
森林・製紙・製材	11
軽工業	7
食料品	5

主要商品生産高・上昇率

	生産高	上昇率 (前年同期比%)
鉄 鉄 (百万トン)	19.3	6
鉄 鋼 (")	27	8
石 炭 (")	245	8
石 油 (")	54	17
天然ガス (十億立方m)	13.1	61
電 力 (十億KWH)	114	11
ボール・ベアリング (百万個)	157	10
ローラ・ベアリング (")	157	10
テレビ (千台)	459	37
電気冷蔵庫 (")	181	23
電気洗濯機 (")	250	50
肉 (ニルホース生産および自家生産を除く) (百万トン)	0.7	11
バター・チーズ (")		
その他乳製品 (") (ミルク換算百万トン)	9.8	3
自動車 (乗用車、バス、トラック) (千台)	255	4

家畜頭数・増加率

	1958.7.1 現在数	増加数 (57.7.1比)	%
牛 (百万頭)	43.8	4.5	11

豚 (百万頭)	34.3	3.3	11
羊・山羊 (")	119.3	8.3	7

国家投資増大率 (前年同期比%)

鉄 冶 金	28
石 油・ガ ス	22
化 学 工 業	27
建 設 資 材	30
軽工業・食料品	23
住 宅 建 設	19

国営・協同組合商業小売販売高 (前年同期比%)

肉・肉 製 品	14
パ ン ー	18
ミルク・乳製品	13
た ま ご	15
果 実	23
メリヤス製品	12
家 具	19
電 気 冷 蔵 庫	26
電 気 洗 濯 機	35
テ レ ビ	50
乗 用 車	59

ア ジ ア 諸 国

◇ICCアジア極東委員会の開催

ICC (国際商業会議所) アジア極東委員会第7回総会は、6月23日マニラにおいて20か国参加のもとに開催され、アジア経済に共通する問題として次の議題が討議された。

- (1) 経済開発におけるナショナリズムの役割。
- (2) 経済開発のための域内協力。
- (3) 共同市場の概念。
- (4) アジア共同市場と決済同盟。

以上のうちアジア共同市場の構想については、アジア諸国の経済は相互に補完的でないこと、通貨が米、西欧圏に結びついており域内貿易が比較的少ないことなどの理由から、今後も引き続き研究を要する問題として今回は見送られた。

◇パキスタン、第1次5か年計画の規模縮小

パキスタン計画庁は1956年5月に発表した第1次5か年計画 (1955~59年) の草案につき検討を進めていたが、このほどその最終案を公表した。

第1次5か年計画の草案および最終案

(単位・百万ルピー)

資金配分計画			資金調達計画		
区 分	草 案	最終案	区 分	草 案	最終案
公共部門	8,000	7,500	政府資金	1,500	1,000
民間部門	3,600	3,300	民間貯蓄	5,900	5,600
			外国援助	4,200	4,200
合 計	11,600	10,800	合 計	11,600	10,800

最終案は草案に比べ、その規模において116億ルピーから108億ルピー圧縮をみ、同時に計画目標も国民所得の計画期間増加目標20%が15%へ、1人当たり増加率も12%から7.5%へ引き下げられた。この開発計画のスロー・ダウンは、過去3年間の投資実績が計画ペースをかなり下回った結果とられた措置で、その理由としては、政府の非開発支出の増加、民間資金蓄積の不足、インフレ圧力排除の必要が指摘されている。

開発計画の重点は、1960年までに食料自給達成を中心とする農業開発最重点主義がとられ、また低開発地域の開発も同様強調されているが、今回の最終案においては草案に比し資金配分面では鉱工業の比重がやや高められ、今後繊維、肥料、セメント、精糖業などへの重点投資が予想される。

一方資金調達面でも、政府資金、民間貯蓄の目標額が引き下げられた。今回の案によつても57年度までの投資実績は44%となり、今後2か年かなりの投資ペース加速が要請され、その実現は困難視されるため計画はさらに現実の実行目標を示しており、これによれば新目標の86%にとどまると見込まれている。

投資進捗状況 (単位・百万ルピー)

区 分	新投資目標	1955~57年投資実績	(同進捗率)	1958~59年投資見込(注2)	合計	(同進捗率)
公共部門	7,500	3,170	(42%)	3,600	6,770	(90%)
民間部門	3,300	1,600	(48%)	950	2,550	(77%)
合 計	10,800	4,770	(注1)(44%)	4,550	9,320	(86%)

- (注) 1. 草案11,600に対する進捗率41%。
2. 1960年から会計年度を1~12月に変更するため、計画期間も最後3か月が繰り上げられ1959年末までとなる。

◇パキスタン鉄鋼業にアジアで初のIFC投資

国際金融公社(IFC)は7月7日、パキスタン鉄鋼会社に対する63万ドルの投資を発表した。投資は期間10年(1964年から10回の半年賦償還)、年利7%(このほか利潤追加配当に参加)、等価で50%まで普通株への転換権をもつNotesの形で実行される。IFCの投資は、56年発足以来中南米重点に行われてきたため、アジア向け投資とし

ては最初のケースであり、これを契機に同地域民間企業へのIFC投資活動活性化も期待される。なお同鉄鋼会社はこのほか、株式発行192万ドル、短期借入れ84万ドル、西ドイツからの機械延べ払購入および技術援助で年産12千トンの同国最初の包装用帯鋼、線材圧延工場を建設、新工場は明年5月から稼働に入る見込みである。

◇セイロンの1958~59年度予算と税制改革案

ゾイサー蔵相は7月15日、10月に始まる新年度案を議会に提出した。新予算の歳出規模は、産業投資、国土開発、教育、国防、運輸など関係費の膨脹を主因に、前年度比23%、335百万ルピーの大幅増加となる一方、歳入面の自然増収見込は50百万ルピーしか期待できない。この結果財政赤字は前年度の200百万ルピーに対して、485百万ルピーに達するものと見込まれている。

(単位・百万ルピー)

区 分	1958~59年度	1957~58年度
歳 入	1,310.7	1,260.4
歳 出	1,795.3	1,460.0
(経 常 支 出)	(1,363.0)	(1,159.5)
(資 本 支 出)	(432.3)	(300.5)
差 引	(-) 484.6	(-) 199.6

これに対して政府はうち200百万ルピーの穴埋めを、さきに蔵相外遊の際交渉を進めた米国およびカナダからの援助に期待している。

さらに政府は財政赤字の圧縮と社会主義的立場から税負担の公平化を期するため、大幅の増税を折り込んだ広範な税制改革案を発表した。これによれば直接税において、財産税、贈与税の新設、資本移転利得などへの新課税のほか、所得税との併用制度による支出税が提案され、全面的実施をみる3年後には、年66百万ルピーの増収を期待している。また輸入税も、奢侈品(自動車、食料、その他)に禁止的高率が課せられるほか、石油製品、たばこの税率引上げなどによつて、新年度増収200百万ルピーを見込んでいる。

◇マラヤの免税法案

マラヤ連邦政府は、国内ならびに外国資本による投資を促進し、同国に存しないかあるいは存在しても不十分な新工業を振興するため、免税法案を議会へ提出中であったが、同法案は7月31日連邦議会を通過した。この法案によれば、マラヤ経済の発展に必要な新興工業として認められたものは、現地資本と外国資本の差別なく、また小額資本のものについても一律に2~5年にわたり所得税が免除されることになる。

なお、同国商工相は、免税対象企業として承認を与える場合現地資本と外国資本との合弁企業は外国資本のみの企

業に対し優先されることを明らかにし、合併企業の進出を歓迎している。

◇マラヤ、米国から国際海港設備改善に10百万ドルを借款
マラヤ西海岸ポート・スウテンハムの国際海港施設改善に対する、米国開発借款基金からの融資決定が7月30日両国政府により発表された。同借款の返済期限は30年、利息は年利3分5厘である。

◇フィリピン、第3四半期（7～9月）の外貨予算を暫定的に削減

フィリピン中央銀行通貨委員会は7月1日、第3四半期の外貨予算を暫定的に削減し、信用状開設許可額を生産者に対しては前期輸入割当実績の80%まで、輸入商に対しては60%までとすることに決定した。なお第2四半期の生産者および輸入商に対する外貨割当実績は合計115百万ドルであった。

今回の措置は、先月米国から約束された125百万ドルの借款の内容および時期が明らかになるまでの暫定的なものとされているが、最近の同国の外貨事情の極端な悪化を反映するものでもあることは明らかである。

◇中共の本年上半期経済計画の達成状況

中共の国家統計局はこのほど本年上半期における経済計画達成状況を発表した。その概要は次の通りである。

(1) 鉱工業生産

総生産額は年間計画（昨年比14.6%増）の58%を達成し、昨年同期に比し34%の増大（過去の最高は1956年上半期の26%）を示した。

主要品目の生産高は昨年同期に比し次の増加率を示した。

電力30%、石炭46%、原油32%、鉄鉄33%、鋼塊26%、窒素肥料65%、工作機械200%、電動機100%。

(2) 基本建設

投資額は昨年同期に比べ88.1%増加し、年間計画の47.6%を達成した。

これによつて操業を開始した基準投資額以上の工場、鉱山は62単位にのぼり、また鉄道640km、自動車道路3,164kmが建設された。

なお同発表は農業生産について、本年の夏収穫の収穫高は5,050万トンで、昨年比2,065万トン、69%の増加の見込であると述べるとともに、この半年間の地方工業の発展にも言及、農業合作社の経営する工場が3百万余、地方政府の経営する工場が30万以上建設されたことを明らかに

している。

◇中華民国における金融正常化のための一連の措置

国民政府は最近、商工業の倒産が続出する現状に対処し、闇金利の排除を中心として一連の措置を購ずることとなつた。主な内容は次のごとくである。

(1) 工場運転資金臨時貸出規定（7月19日公布）

(イ) 生産企業に対し正常な資金借入れの便宜を供与するもので、その資格としては規模が適正で、資産が負債を上回つており、かつ銀行貸出金利を標準として利潤を出しうるものでなければならない。

(ロ) この規定の適用を受ける企業の高利借入金は債権者と交渉の上、利息の引下げ、支払延期あるいは株式または社債に振り替えなければならない。

(ハ) 月利1.86%以上のものを闇金利とする。

(ニ) この規定の適用を受ける企業の闇資金による借入金は凍結する。(注1)

(2) 銀行の預金保証準備率(台湾銀行に預入)引下げ（8月1日実施）(注2)

当座預金保証準備率を銀行法に規定する最低限度まで引き下げ、下記のごとく改訂した(定期預金は現在すでに最低率 $\frac{5}{100}$ を適用)。

商業銀行 現行 $\frac{13}{100}$ から $\frac{10}{100}$ に

実業銀行 " $\frac{10}{100}$ から $\frac{8}{100}$ に

(3) 台湾銀行の保証による社債発行(10月上旬発行予定)

(イ) 年利20%、3か月ごと利払

(ロ) 期限2か年

(ハ) 発行額(当初総額) 50,000千円

(4) 貯蓄預金の実施(近く法令公布)

(イ) 3年物および1年物の2種とする。

(ロ) 月利、3年物2.1%、1年物1.7%

(ハ) 無税とする予定

(注1) 闇資金は20～30億元動いていると見られている。3商業銀行の5月末預金は18億元にすぎず、これに台湾銀行の一般預金を加算しても闇資金量には及ばない。

(注2) このほか、現金支払準備として自行、インターバンクまたは台湾銀行に保有が規定されており、準備率は次のごとくである。

	当座預金	定期預金
商業銀行	$\frac{15}{100}$	$\frac{7}{100}$
実業銀行	$\frac{12}{100}$	$\frac{6}{100}$